

健康保険 任意継続被保険者 資格喪失 申出書



下記の①から④の資格喪失事由により、任意継続被保険者の資格を喪失するための申出書です。
(①から④以外の理由では、この申出書を提出することはできません。)

被 保 険 者 情 報	被保険者証 記号	9975	番号			
	氏名	(フリガナ)	生年月日	昭和 平成	年	月 日
	住所	〒	—	都・道 府・県	電話番号 (日中の連絡先)	()

▷ 該当する資格喪失事由に✓を付け、該当項目をご記入ください。

資 格 喪 失 事 由	<input type="checkbox"/> ① 健康保険（または船員保険）の被保険者資格を取得したため
	<input type="checkbox"/> ② 被保険者が死亡したため
	<input type="checkbox"/> ③ 後期高齢者医療制度の被保険者となったため
	<input type="checkbox"/> ④ 任意継続被保険者でなくなることを希望するため

【添付書類と留意事項】

喪失事由	添付書類	留意事項
①の方	<ul style="list-style-type: none"> ● 任意継続被保険者の被保険者証（被扶養者分を含む） * 高齢受給者証や限度額認定証などの交付を受けている場合は、併せてご返却ください。 ● 新たに取得した被保険者証のコピー 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 資格喪失年月日は、新たに取得した被保険者証の資格取得年月日となります。 ○ 保険料は、資格喪失月の前月分までとなります。
②③の方	<ul style="list-style-type: none"> ● 任意継続被保険者の被保険者証（被扶養者分を含む） * 高齢受給者証や限度額認定証などの交付を受けている場合は、併せてご返却ください。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ ②の方は死亡日の翌日が資格喪失日となります。
④の方	<ul style="list-style-type: none"> ● 任意継続被保険者の被保険者証（被扶養者分を含む） 【注：被保険者証等の添付について】 ④が資格喪失事由の場合、申出月の月末までは被保険者証を使用することができます。月末まで被保険者証を使用する予定がある場合は、この申出書に被保険者証は添付せず、申出月の翌月1日以降に東京都鉄二健康保険組合業務課あてに送付ください。 (高齢受給者証・限度額適用認定証なども同様となります。) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 資格喪失年月日は、この申出書を健保組合が受理した日の属する月の翌月1日となります。 ○ 保険料は、この申出書を健保組合が受理した日の属する月分までかかります。 ○ 申出後にこの資格喪失を取り消すことはできません。

注：資格取得月に資格喪失となった場合は、資格喪失月の保険料はかかりません。

健保組合 記入欄	年 月 日 喪失
-------------	----------